

日 薬 業 発 第 47 号
令和 8 年 4 月 30 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和 8 年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料に係る施設基準の届出について
(周知)

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 8 年度診療報酬（調剤報酬）改定に係る施設基準の届出につきましては、令和 8 年 3 月 6 日付け日薬業発第 457 号にてお知らせしたところですが、今般、ベースアップ評価料の届出に必要な様式や届出の方法等について、別添のとおり整理されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

(別添)

令和 8 年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料に係る施設基準の届出について（周知）（令和 8 年 4 月 24 日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課）

< 抄 >

事 務 連 絡

令和 8 年 4 月 24 日

(別 記) 関 係 各 位

厚生労働省保険局医療課

令和 8 年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料に係る
施設基準の届出について（周知）

標記について、別添にて、地方厚生(支)局医療課あて通知しましたので、各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 24 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 8 年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料に係る
施設基準の届出について（周知）

令和 8 年度診療報酬改定における施設基準の届出等に係る取扱いについては、「令和 8 年度診療報酬改定における施設基準の届出及び審査支払機関への情報提供等の対応について」（令和 8 年 3 月 31 日保険局医療課医務連絡）により示したところである。

今般、ベースアップ評価料の届出に必要な様式や届出の方法等について、別添のとおり整理したことから、貴管下の保険医療機関等への周知等に活用されたい。

なお、令和 8 年度診療報酬改定以前にベースアップ評価料に係る届出を行っており、引き続き令和 8 年 6 月 1 日以降もベースアップ評価料を算定する保険医療機関等であっても、施設基準において求められる内容が変更されていることから、令和 8 年 6 月 1 日までに改めてベースアップ評価料の届出を行う必要があることに留意されたい。

掲載先：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

令和8年6月以降にはじめて調剤ベースアップ評価料を算定する保険薬局向け

調剤ベースアップ評価料を

令和8年6月から算定するには、**令和8年5月中に** 届出が必要です

令和8年5月

令和8年8月

令和9年5月

令和9年8月

必要な手続き

5月7日（木）から6月1日（月）（必着）までに、地方厚生局（都道府県事務所）へ、**様式103** を提出

令和8年6月から新ベースアップ評価料の算定開始

8月中に、令和8年度「賃金改善**中間**報告書」を提出（令和8年度の6月～7月時点での賃上げ状況を報告）

※様式104を提出

令和9年6月以降の算定継続に向けて、該当の様式を提出

※令和8年度から継続して調剤ベースアップ評価料を算定する場合には届出は不要

8月中に、令和8年度「賃金改善**実績**報告書」を提出（令和8年度の実績を報告）

8月中に、令和9年度「賃金改善**中間**報告書」を提出（令和9年度の6月～7月時点での賃上げ状況を報告）

※様式104を提出

算定期間（6月から翌年5月）

届出書

5月

R 8年度
中間報告書

8月

R 8年度
実績報告書

8月

※届出書

5月

算定期間（6月から翌年5月）

R 9年度
中間報告書

8月

令和8年度の算定に関する手続き

令和9年度の算定に関する手続き